



周南市シルバー人材センター



シルバー

フレンドリーショップ

協力店募集！

シルバー人材センターは活力あるまちづくりを目指しています
フレンドリーショップ制度を活用し
共に周南市を盛り上げましょう！



年会費	無料
登録対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所 ・市内店舗
制度内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターのホームページにて貴社のPRが可能です。 ・年4回発行される会報誌「いきがい」などにてPRが可能です。 ・周南市シルバー人材センターの会員を対象に特典（商品の割引・サービスなど）のご提供願います。 ※センターの会員は会員証を所持しています。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書に必要事項をご記入のうえ、センター事務局へご持参または郵送にてお送り下さい。

公益社団法人 周南市シルバー人材センター

本部 周南市桜木三丁目1番3号

TEL : 0834-25-6262

FAX : 0834-25-6266



公益社団法人 周南市シルバー人材センター

「シルバーフレンドリーショップ」実施要項

【運用開始】 令和3年7月1日

【登録方法】

別紙の「シルバーフレンドリーショップ」協力店申込用紙に必要事項を記入し当センター事務局へご持参していただくか、郵便にてお送りください。

【広告掲載について】

1. 当センター会員向けの会報誌にて貴社のPRが可能です。
2. 当センターのホームページで貴社のPRが可能です。
3. 先着順に掲載を行いますのでお時間が掛かる場合もございます。
予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

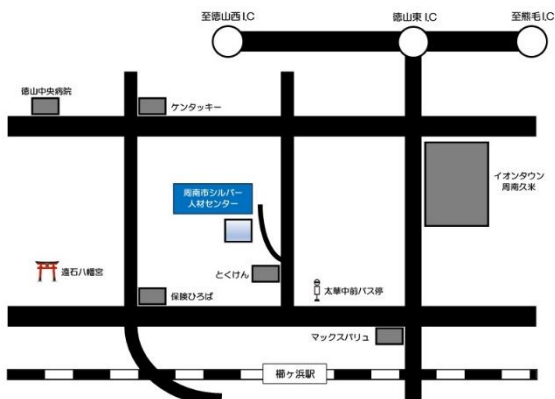
公益社団法人 周南市シルバー人材センター

〒745-0806 周南市桜木三丁目1番3号

TEL : 0834-25-6262 FAX : 0834-25-6266

e-mail : shunan@sjc.ne.jp (原稿の送付後、お電話にてご連絡願います)

【アクセス】



協力店ステッカー

シルバー
フレンドリーショップ制度



公益社団法人 周南市シルバー人材センター

「シルバーフレンドリーショップ」制度について

1. シルバーフレンドリーショップ制度（会員優待割引制度）とは

シルバーフレンドリーショップ制度とは、公益社団法人周南市シルバー人材センターの登録会員を対象とした制度で「会員証」を提示するだけで提携している店舗、事業所での商品の割引や景品の提供等、様々なサービスを受けることができる制度です。この制度を導入することにより、センター登録会員の福利厚生の実と会員拡大を併せ、市内の店舗の売り上げ向上（市活性化への協力）、周南市シルバー人材センターの普及啓発活動につながようとするものです。

2. 利用対象者

周南市シルバー人材センターの登録会員

3. 利用可能な店舗

主に市内で営業されている店舗や事業所で、趣旨にご賛同いただき、様々な特典（商品の割引、景品の提供など）の協力と承諾を得られた店舗や事業所とします。

4. 利用方法

各会員が直接協力店で「会員証」を提示し、特典（商品の割引、景品の提供など）を受けます。

5. その他

割引等の内容については、各店舗、事業所ごとに異なるので、協力店「利用案内一覧」を作成し、事務局発行の「シルバー会報誌」にて、会員に周知します。利用中に起きたトラブル等については、当事者間で解決するものとし、周南市シルバー人材センターは、その責任は一切負わないものとします。

協力店様へ

【ご協力いただける店舗・事業所様へのメリット】

- ・当センターの会員数は、約1000名であり、当センターで発行する広報誌などに、店舗のPRが可能。
 - ・当センターのホームページにて店舗のPRが可能。
- ※掲載する費用については無料です。

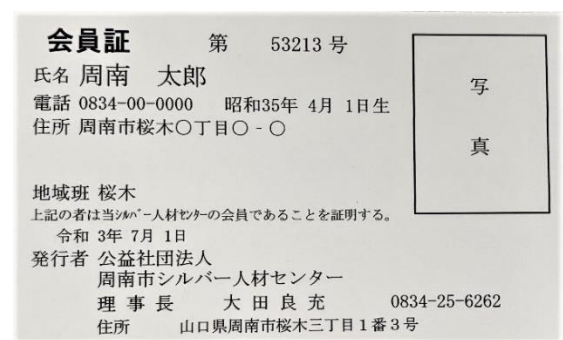
【ご協力いただける店舗へ】

この趣旨にご賛同いただける事業主の方は

- ① 別紙【シルバーフレンドリーショップ】協力店申請用紙にご記入下さい。
- ② ご記入いただいた後は周南市シルバー人材センター事務局へご持参いただくか、郵便にてお送りください。
- ③ 周南市シルバー人材センターにおいては、【協力店一覧】を作成し当センター登録会員に配布します。
- ④ 当センターで作成した「協力店ステッカー」を店舗に掲示していただきます。



協力店ステッカー



会員証イメージ